

「豊川水系における水資源開発基本計画」の一部変更の概要

〔概要〕

豊川水系は、平成2年2月に水資源開発水系に指定され、平成2年5月に水資源開発基本計画（1次計画）を決定した。その後、1回の全部変更を経て、現行計画は平成18年2月に決定された2次計画となっている。

今般、設楽ダム建設事業に係る記載内容の変更が必要であるため、一部変更するものである。

〔変更理由〕

現行計画に記載されている設楽ダムは、平成32年度までを予定工期としていたところであるが、特定多目的ダム法に基づくダム基本計画が令和4年8月に変更され、工期が令和16年度となった。このため、現行計画の予定工期を変更する必要がある。

また、今回の変更に合わせて、豊川用水二期事業の予定工期の元号を変更する。

〔変更内容〕

（1）設楽ダム建設事業

予定工期の延長

昭和53年度から平成32年度まで → 昭和53年度から令和16年度まで

（2）豊川用水二期事業

予定工期の元号変更

平成11年度から平成42年度まで → 平成11年度から令和12年度まで

「豊川水系における水資源開発基本計画」の新旧対照表

<p align="center">豊川水系における水資源開発基本計画</p> <p align="center">平成 18 年 2 月 17 日 閣議決定 平成 20 年 6 月 3 日 一部変更 平成 27 年 12 月 18 日 一部変更 令和 5 年 1 月 31 日 一部変更</p>	<p align="center">豊川水系における水資源開発基本計画</p> <p align="center">平成 18 年 2 月 17 日 閣議決定 平成 20 年 6 月 3 日 一部変更 平成 27 年 12 月 18 日 一部変更</p>
<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (略)</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 (略)</p> <p>(1) 設楽ダム建設事業 事業目的 (略) 事業主体 (略) 河川名 (略) 新規利水容量 (略) 予定工期 昭和53年度から令和16年度まで</p> <p>(2) 豊川用水二期事業 事業目的 (略) 事業主体 (略) 河川名 (略) 新規利水容量 (略) 予定工期 平成11年度から令和12年度まで</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (略)</p>	<p>1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標 (略)</p> <p>2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項 (略)</p> <p>(1) 設楽ダム建設事業 事業目的 (略) 事業主体 (略) 河川名 (略) 新規利水容量 (略) 予定工期 昭和53年度から平成32年度まで</p> <p>(2) 豊川用水二期事業 事業目的 (略) 事業主体 (略) 河川名 (略) 新規利水容量 (略) 予定工期 平成11年度から平成42年度まで</p> <p>3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項 (略)</p>